（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症の予防接種（第九条―第十一条）	第二章　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種（第九条―第十一条）
第三章～第五章　（略）	第三章～第五章　（略）
（削る）	Ｈｉｂ感染症の予防接種（第十七条）
第六章　小児の肺炎球菌感染症の予防接種（第十七条）	第六章　小児の肺炎球菌感染症の予防接種（第十八条）
第七章　ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（第十八条）	第七章　ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（第十九条）
第八章　水痘の予防接種（第十九条）	第八章　水痘の予防接種（第二十条）
第九章　Ｂ型肝炎の予防接種（第二十条）	第九章　Ｂ型肝炎の予防接種（第二十一条）
第十章　ロタウイルス感染症の予防接種（第二十一条）	第十章　ロタウイルス感染症の予防接種（第二十二条）
第十一章　インフルエンザの予防接種（第二十二条）	第十一章　インフルエンザの予防接種（第二十三条）
第十二章　高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種（第二十三条）	第十二章　高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種（第二十四条）
附則	附則

改正後		改正前	
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）		肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）	
（略）	（略）	（略）	（略）
新型コロナウイルス感染症	四時間	（新設）	（新設）
アナフィラキシー	四時間	（新設）	（新設）
血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）	二十八日	（新設）	（新設）
心筋炎	二十八日	（新設）	（新設）
心膜炎	二十八日	（新設）	（新設）
熱性けいれん	七日	（新設）	（新設）
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間	（新設）	（新設）